

# ギリシャ

## 商標法

1994年9月16日法律第2239号改正

1994年11月1日施行

### 目次

#### A 章

- 第1条 商標を構成し得る標識
- 第2条 権利の取得
- 第3条 拒絶理由
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条

#### B 章

- 第8条 行政商標委員会
- 第9条 手続
- 第10条 異議申立
- 第11条
- 第12条 参加
- 第13条 審判請求
- 第14条 登録
- 第15条 登録日
- 第16条 同時登録/ライセンス
- 第17条 登録の取消

#### C 章

- 第18条 商標により与えられる権利
- 第19条 同一又は類似の製品
- 第20条 保護の制限
- 第21条 保護期間

#### D 章

- 第22条 譲渡
- 第23条 事業
- 第24条 差押, 競売及び破産
- 第25条 団体商標

#### E 章

- 第26条 除去請求又は損害賠償請求訴訟

- 第 27 条 仮処分
- 第 28 条 犯罪規定
- 第 29 条 訴追
- 第 30 条 判決の公示
- 第 31 条 商標の除去及び商品の廃棄
- 第 32 条 民事裁判所の管轄権

F 章 特別規定，経過規定及び最終規定

- 第 33 条 外国商標
- 第 34 条
- 第 35 条
- 第 36 条 商標分類
- 第 37 条 経過規定
- 第 38 条
- 第 39 条

## A 章

### 第 1 条 商標を構成し得る標識

(1) 商標は、視覚的に表示でき、かつ 1 つの事業の商品又はサービスを他の事業のそれらと区別できる標識でなければならない。

商標は、特に、単語、自然人若しくは法人の名称、通称、表示、意匠、字体、数字、音声(楽曲を含む。)又は商品若しくはその梱包の形状をもって構成することができる。

(2) 新聞又は雑誌の名称はこれを商標とみなす。

### 第 2 条 権利の取得

本法にしたがって行われる商標登録は排他的使用权を伴う。

### 第 3 条 拒絶理由

(1) 次のものは、これを商標として登録することができない。

(a) 第 1 条に基づく商標を構成しない標識

(b) 顕著性を欠く標識

(c) 取引において、商品若しくはサービス提供の種類、性質、品質、数量、意図される目的、価値、原産地若しくは製造時期、又は商品若しくはサービスの他の特質を指定するのに役立つ標識又は表示のみから成る商標

(d) 現行の言葉又は善意のかつ確立された取引慣行において常用される標識又は表示のみから成る商標

(e) 商品自体の性質に由来するか若しくは技術的成果を得るのに必要である形状、又は商品に実質的価値を与える形状のみから成る商標

(f) 公序良俗に反する商標

(g) 商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆を欺瞞する虞のある商標

(2) 次の場合、商標の登録は行われない。

(a) かかる商標が、ギリシャ又は工業所有権の保護に関するパリ条約(1975 年法律第 213 号)第 6 条の 3 に規定される国の旗章、紋章、象徴、紋章のついた盾及び印章で同条に規定されるものから成る場合。また、象徴的価値を有する標識、とりわけ宗教的象徴、肖像及び単語は商標として登録することはできない。

(b) 登録申請が悪意で行われた場合

(3) (1)(b)、(c)及び(d)の規定に拘らず、承認のための最終口頭審理に先立って使用の結果著名となった商標はこれを登録することができる。

### 第 4 条

(1) 次の場合、商標の登録は行われない。

(a) 先の商標と同一であり、かつ登録申請の対象たる商品又はサービスが先の商標の保護されている商品又はサービスと同一である場合

(b) 先の商標との同一性若しくは類似性又は当該商標の対象たる商品若しくはサービスの同一性若しくは類似性のゆえに公衆に混乱を生じさせる虞がある場合。なお、混乱を生じさせる虞には、先の商標と連合になる虞が含まれる。

(c) 先の商標が名声を有しており，正当な理由のない後発商標の使用が先の商標の顕著性又は名声に不当に便乗するものとなるか又は損害を与える虞がある場合において，先の商標と同一であるか若しくは類似しており，かつ先の商標の指定商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて登録される場合

(2) 本法の適用上，「先の商標」とは次のものをいう。

(a) 申請された商標の日付に先立って登録された商標(共同体商標を含む。)で，当該商標に関して主張される優先権を考慮したもの

(b) 先の商標(共同体商標を含む。)登録申請で，最終的に登録されたもの

(c) 登録申請日又は適用ある場合において当該申請に関し主張される優先日現在，パリ条約第6条の2の意味するところにより周知である商標

(3) 次の場合，商標の登録は行われぬ。

(a) 後発商標の使用を禁止する権利のある所有者が取引において使用している未登録の商標又はその他の顕著性のある標識若しくは特徴を侵犯する場合。ただし，主張される優先権を斟酌した上で，かかる権利が後発商標の出願日前に取得された場合に限る。

(b) 本法において規定するもの以外の先の人格権，知的所有権又は工業所有権に阻まれる場合

(c) 出願人が悪意をもって出願すれば，出願日現在既に外国で使用されている登録商標と混同される虞がある場合

(4) 先の商標に類似してはいるものの同一ではない商標は，かかる先の商標の所有者がその登録に同意した場合に限り登録が認められる。なお，かかる同意は条件付とすることができ，またこれを商標委員会に提出することを要する。ただし，かかる同意が公共の利益に反し，かつ公衆に混乱を引き起こす虞があると商標委員会が判断する場合は登録は認められない。

## 第5条

商標が登録出願人の名称から成り，その名称が他人により既に同一又は類似の商品を識別する商標として登録されている場合は，かかる先の商標と明確に識別し得るようにするため顕著性のある標識をその商標に加えなければならない。

## 第6条

(1) 商標の登録は，商務省の所管当局に対し出願することにより取得される。

(2) 願書は4通提出するものとし，また，願書には次の事項を記載する。

(a) 商標の登録申請

(b) 商標の表示

(c) 出願人の名称，住所及び職業，また法人の場合はその商号及び登録上の事務所所在地

(d) 当該商標が識別すべき商品又はサービスを，各商品グループごとのクラスを表示して，クラスごとに配列した一覧表

(e) 正当な代理人たる弁護士の名

(f) 優先権が主張される場合において，先の登録出願日及びかかる登録出願が行われた国

(g) 代理人の署名

(h) 商標が音声から成る場合は，特記事項としてその旨を願書に記載しなければならない。

(i) 色彩の登録が必要である場合は，特記事項としてその旨を願書に記載しなければならない

い。

(3) 願書には次を添付するものとする。

(a) 商標見本 10 通。なお色彩商標の場合は、さらに色彩の商標見本 10 通を提出することを要する。

(b) 商標が使用される商品又はサービスの一覧表 5 通

(c) 商標権の付与に係る手数料

(d) 出願人の署名を施した、商標登録のための委任状

(4) 出願は、商務省の定める特別様式において行わなければならない。

(5) 願書には出願の日時及び連続番号を記入するほか、適正に署名を施さなければならない。

(6) 委員会は、(2)及び(3)の要件を満たさない出願を受理しない。

(7) 提出された出願が何れかの要件を欠く場合、又は所管当局の職員が発見し得なかった誤謬を含んでいる場合、出願人は、配達証明付郵便又は交付送達によりその旨の通知を受け、15 日以内にかかる瑕疵を是正するよう要求されるものとする。

所定の期間内にかかる欠損要件が具備されないか又は誤謬が是正されない場合、出願は行政商標委員会に付託されるものとする。

(8) 出願は登録簿に記入されるものとする。なお、登録簿は国内商標用と外国商標用に分けられるものとする。

## 第 7 条

行政控訴裁判所において口頭審理が行われるまでの間、出願人は次を行うことができる。

(a) 商標の非本質的要素から生じる紛争について争わない旨を宣告すること

(b) 出願において特に明記がない場合を含み、商品及びサービスを限定する宣言をすること

## B 章

### 第 8 条 行政商標委員会

- (1) 行政商標委員会は登録申請の受理を決定するものとする。
- (2) 行政商標委員会はまた、所管当局と出願人又は本法にしたがって商標権を有する者との間に発生した紛争を解決するものとする。
- (3) 行政商標委員会は、それぞれが州法律審議会の陪席判事 1 名(議長)、商務省の商工業財産理事会の理事又は部長、学卒者 1 名及び産業代表者 1 名から成る 10 の部門によって構成される。
- (4) 行政商標委員会の各部門の構成員は、委員会の議長に関しては国家法律審議会の、また産業代表者に関してはアテネ商工会議所及びピレウス商工会議所の提案に基づいて、1 年おきの 9 月に発布される商務省の決定により同数の代役構成員と共に任命される。また商務省の商工業財産理事会の高官が、同理事会の理事又は部長の代役として任命される。
- (5) 行政商標委員会の各部門の書記は、その代役とともに、商務省の決定によって任命される。かかる書記及びその代役は、商工業財産理事会の構成員であり、かつ学卒者でなければならない。
- (6) 書記補佐は、委員会の各部門ごとに、上述の決定により、その代役とともに任命されるものとする。かかる補佐及びその代役はすべて、上述の理事会の構成員でなければならない。
- (7) 上席議長は、部門間への事案の割当を決定する。

### 第 9 条 手続

- (1) 行政商標委員会は、アテネにその本拠を置く。委員会は、部長の命令により決定される商務省の事務所において会合する。かかる命令は関係する事務所に掲示される。
- (2) 委員会の会議は公開とし、その議事録が保管される。委員会の会議は、毎年之初めに、理事の決定する日時において開催されるものとし、当該理事会の事務所の告知板に掲示される書面公告をもって通知される。討論は、陳述書の提出順に議長が作成する一覧表に基づいて行われる。かかる一覧表は、会議日の 8 日前に当該理事会の事務所の告知板に掲示されるものとする。
- (3) 会議日に先立ち、当事者は、所管当局により会議への出席を勧告される。かかる招集状は、会議日の 5 日前までに当事者又はその代理人に対して送達されるものとし、また当事者が欠席であっても討論は行われるものとする。委員会は、当事者の要請に基づいて又は自らの職権により、その決定する日まで会議を延期することができる。当事者が出席しない場合でも、それによって申立事実を承認したことにはならない。委員会は、当事者が出席しているのと同じ状況で会議を進行するものとする。当事者は、欠席判決に対して上訴することはできない。
- (4) 本人自ら又は代理人により出席した当事者は、書面又は口頭により主張を行うことができ、また委員会に対し、必要な資料又は書類を提出することができる。なお、1978 年大統領令第 341 号の定めるあらゆる手段の証拠を提出することができる。48 時間前までに相手方当事者から通知を受けた上で治安判事又は公証人の面前で作成された宣誓供述書は受理される。委員会は、証人の審問を許可することができる。
- (5) 第 3 条(3)の規定を侵害することなく、商標登録の拒絶理由は、行政商標委員会における

口頭審理の時点で有効であった法規に基づいて評価されるものとする。

(6) 決議は過半数をもって可決され、何れの場合でも拒絶の理由が示されるものとする。少数派の意見は決議書に記録される。決議の結果は一般に公告され、大統領及び商標長官の署名が付されるものとする。

(7) 商標登録を認める決定の要約は、かかる決定の公告日から 1 月以内に官報の商工業財産欄に公告されるものとする。かかる要約には、商標、出願人の名称、職業及び住所、並びにかかる商標により識別される商品又はサービスを記載する。なお、登録拒絶の場合は、所管当局が当事者又はその代理人に対してその旨通知するものとする。

(8) 1978 年大統領令第 341 号の規定は、裁判所の命令、決定及び議事録の起草、並びに委員会の構成員の免責に係る理由及び手続についてこれを準用する。

(9) 手続上の規定に対する違反は、それによって原告に侵害が及んだと委員会が判断する場合は無効となるものとする。

## 第 10 条 異議申立

(1) 何人も、商標の登録を認める行政商標委員会の決定の全部又は一部について異議を申し立てることができる。ただし、かかる者は、自らが法律上の利害関係(必ずしも金銭的利害関係である必要はない。)を有していることが立証できなければならず、また出願に係る口頭審理の期間中はかかる異議申立を行ってはならない。かかる権利はまた商工会議所も有しているが、ただし、その場合は第 3 条に規定する理由による場合に限られる。

(2) 行政商標委員会の決定に対する異議申立は所管部門に提出される具申書に記入され、特別登録簿に記録されるものとし、その後登録報告書が提出されるものとする。

(3) 異議申立はまた、民事訴訟法の該当規定にしたがって、所管部門に法定書類を送達することによってもまた行うことができ、かかる異議申立は当該書類の送達から 1 日以内に特別商標登録簿に記録されるものとする。

(4) 商標登録を認可する行政商標委員会の決定に対する異議申立は、かかる決定が官報の商工業財産欄に公告された月の翌月の 16 日から 4 月以内に行わなければならない。

(5) 何人も、行政商標委員会の決定に対して上訴することができる。

## 第 11 条

(1) 行政商標委員会に提出する具申書には、(a)当事者の名称及び住所、(b)異議を申し立てる決定の通知、(c)異議申立の理由、(d)異議を申し立てる決定の日付並びに異議申立人又はその代理人の署名が含まれなければならない。

(2) 行政商標委員会における異議申立、参加又は取消請求の口頭審理に先立って、法律上要求される料金及び保証金が支払われなければならない。かかる異議申立、参加又は取消請求が認められた場合、保証金は返還される。委員会の議長は、審理に出席した代理人の請求により、5 日以内に上記の金額を支払うことを許可することができる。

(3) 第 9 条の規定は、異議申立、参加及び取消請求の口頭審理、並びに行政商標委員会の決定についてこれを適用する。

(4) (a)具申書の連続番号、(b)具申書の日付、及び(c)具申を行う者の名称が、特別具申登録簿に記録されるものとする。

(5) 行政商標委員会に提出された異議申立、参加及び取消請求は、所管部門に具申書が送付

又は送達された後直ちに適切な登録簿に記録されるものとする。

(6) 所管部門に対する具申書の提出という形で、行政商標委員会に対し付加的理由が提示されるものとし、またかかる提出の事実、最初の口頭審理の予定日の15日前までに記録されるものとする。かかる具申は、口頭審理の5日前までに相手方当事者に通知されなければならない。

## 第12条 参加

(1) 法律上の利害関係(金銭的利害関係でなくてもよい。)を有する者は、行政商標委員会、裁判所及び州議会の手続に参加することができる。かかる参加権はまた各商工会議所も有しているが、ただし、その場合は第3条に規定される理由によらなければならない。

(2) 行政商標委員会の手続への参加は具申書の形をとるものとし、かかる具申書は所管部門に提出された後、参加当事者により口頭審理の3日前までに通知されるものとする。なお、かかる委員会手続への参加は、該当規定にしたがって行われなければならない。

## 第13条 審判請求

(1) 法律上の利害関係を有する者は、何人も、行政商標委員会の決定について、所管の第1審行政裁判所に審判を請求することができる。

(2) 審判請求は、行政商標委員会の決定が通知された日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。また行政商標委員会の書記室宛に訴状を提出することによって効力を生じるものとする。提出申告は書面をもってなされるものとし、これにその受領者及び審判請求人たる当事者の署名を付すものとする。別段の規定がない限り、会計手続法第79条(2)及び(3)の規定を適用する。訴状を受領する機関は、同法第82条の規定にしたがって行為しなければならない。

(3) 参加当事者は行政裁判所への出頭を命じられるものとする。

(4) 商標登録簿に代理人として記載される者に対し、行政裁判所及び州議会への召喚状が送達されることがある。

(5) 治安判事又は公証人の面前で作成された宣誓供述書は、相手方当事者を48時間前までに召喚する限りにおいて、第1審行政裁判所に提出することができる。

## 第14条 登録

(1) 行政商標委員会、行政裁判所及び州議会の決定は、第6条において言及する登録簿に記入されるものとする。最終決定の形で商標が認可された場合は、「登録済」の語、及びかかる商標が使用される商品又はサービスに関して変更が生じた場合その旨が、商標登録簿に記入されるものとする。登録簿への記入は日付及び適正な署名を伴う。

(2) 商標登録簿は一般の閲覧に供される。何人も、請求により、登録内容の謄本又は抄本を入手することができる。商標登録の謄本又はその抜粋は、かかる商標の所有者に無償で提供される。

## 第15条 登録日

最終的に認可された商標は、その出願日において登録されたものとみなされる。

## 第 16 条 同時登録 / ライセンス

(1) 願書とともに契約書が提出される場合は、同一の又は類似する商品又はサービスの全部又は一部を識別するよう意図された同一商標を登録することができる。ただし、混同を招く虞がないこと及び公益に反さないことを条件とする。

(2) 行政商標委員会の命令により、商標登録簿に契約書が存在する事実が記入される場合、登録された商標が対象とする商品又はサービスの一部又は全部、及びギリシャの全域又は一部地域における、商標の排他的又は非排他的使用が認められるものとする。ただし、混同を招く虞がないこと及び公益に反さないことを条件とする。

(3) 使用権者は、(2)に規定される手続及び条件に基づいて商標を使用するためのサブライセンスを他に許諾することができる。

(4) 使用権者は、商標の除去又は損害賠償を求める訴訟を提起することができる。

(5) (1)及び(2)において言及した合意の解除を求める請求が商標所有者により提出された場合、当該商標は、法律の効果により、そのあらゆる使用について取り消されるものとする。また第三者より請求を受けた場合、行政商標委員会は商標の取消を決定するものとする。

## 第 17 条 登録の取消

(1) 次に該当する場合、商標は、行政商標委員会又は管轄裁判所の決定により、その全部又は一部について登録が取り消されるものとする。

(a) 登録手続が完了した日から 5 年間のうちに、商標所有者が、登録された商標が対象とする商品若しくはサービスに関して当該商標を適正に使用せず、又はかかる使用が連続して 5 年間中断された場合

(b) その商品について商標が登録された事業が 5 年間活動を停止している場合

(c) 商標所有者の行為又は不活動に起因して、商標がその対象とする商品又はサービスに関して慣用商標となり、又は取引において普通名称となった場合

(d) 当該商標が対象とする商品又はサービスに関する、所有者による又は所有者の許諾による使用の結果、当該商標が、とりわけかかる商品又はサービスの性質、品質又は原産地について公衆を欺く虞がある場合

(e) 第 3 条及び第 4 条の規定に違反して登録された場合

(2) 次の場合、商標は取り消されないものとする。

(a) 競合する先の商標の存在の有無に拘らず、(1)(a)及び(b)による商標の不使用又は企業の活動停止の結果、先の商標について取消事由が存在する場合

(b) 先の商標の所有者又は後発商標の使用を禁止する権利を有する所有者が、連続して 5 年間、後発商標の使用を黙認していた場合。ただし、後発商標の登録申請が悪意で行われていた場合はこの限りでない。

(3) (1)(a)及び(b)の規定に拘らず、次の場合は商標は取り消されないものとする。

(a) 商標所有者が商標の不使用又は企業の活動停止について正当な理由を挙げることができる場合

(b) 5 年間の不使用期間の満了日と取消請求日との間の期間に、商標所有者が商標の適正な使用を開始若しくは再開した場合。ただし、その使用の開始又は再開が、早くとも連続する 5 年間の不使用期間の満了日に開始した、取消請求の提出前 3 月以内の遅い時期になされ、かつその使用の準備が商標所有者が取消請求が行われるかもしれないことを知った後になさ

れたものである場合は、かかる使用の開始又は再開は考慮されない。

(4) 本条の目的上、商標の「使用」とは、第 18 条(2)に規定されるあらゆる使用を意味する。

(5) 法律上の利害関係の存在を立証することのできる者は、何人も、商標の取消請求を行うことができる。商工会議所は、第 3 条及び(1)にしたがってのみ商標登録の取消を請求することができる。

(6) (1)(e)の場合において、取消請求は、当該商標の登録日から 5 年以内に行政商標委員会に対し提出するものとする。ただし、かかる商標が悪意で登録された場合はこの限りでない。

(1)(c)の場合、商標の登録後 20 年が経過するまでは取消請求を行うことができない。

(7) 商標の不使用を理由とする登録取消の場合、行政商標委員会又は所管の裁判所は挙証責任を所有者に転換することができる。

(8) 商標登録を取り消す旨の決定は、それが終局化した時点で直ちに効力を生じるものとする。かかる決定までの期間中は、如何なる損害賠償請求訴訟も提起することはできず、また如何なる告訴も行うことはできない。

(9) 商標登録の取消は、その決定の連続番号とともに商標登録簿に記録されるものとする。

(10) 商標登録はまた、所有者の請求によってもその全部又は一部を取り消すことができる。かかる請求は所管部門に対して提出するものとし、その後商標登録簿に記録されるものとする。

## C章

### 第18条 商標により与えられる権利

(1) 商標の登録によりその所有者は、本契約中に規定される排他的権利を取得する。かかる権利には、商標の使用権、商標を識別のためその指定商品に付する権利、サービスの提供を識別するため商標を使用する権利、商品の外装及び包装に商標を付する権利、商業通信文、請求書、価格表、告示、あらゆる広告その他の印刷物において商標を使用する権利、並びに電子メディア若しくは視聴覚メディアにおいて商標を使用する権利が含まれる。

(2) 商標の「使用」にはまた次の意味も含まれる。

(a) 商標の登録時の形態における顕著性を改変しないような要素において異なる形態の商標の使用

(b) ギリシャ国内で、輸出専用の商品又はその包装について商標を用いること

(c) 所有者の同意を得た上での商標の使用及び権利者による団体商標の使用

(3) 商標の所有者は、第4条(1)の規定にしたがい、すべての第三者が取引過程において所有者の商標を変造又は模倣した標識を用いることを禁止する権限を有する。

### 第19条 同一又は類似の製品

(1) 本法において特に規定する場合を除き、商標は、その所有者の商品又はサービスに関してのみ用いることができる。

(2) 商品は、概ね商標所有者により製造又は作成された後、他者によって組み立てられ又は完成される場合にもまた同一とみなされる。

(3) 同一又は類似でない商品の製造者は、かかる商品の原商標が有効である限りにおいて、他者の商品の販売に関して同一の商標を用いることができる。なお本規定はサービスマークについてもこれを準用する。

(4) その他すべての場合において、他者の商品若しくはサービスにおける商標の使用又はその他の形での商標の使用は、本契約中に特に定める場合を除き、商標所有者の同意がない限り禁じられるものとする。

### 第20条 保護の制限

(1) 商標により与えられる権利は、商標所有者に対し、第三者が取引過程において、所有者の名称及び住所、商品若しくはサービスの提供の種類、品質、意図される目的、価値、原産地、製造時期に関する表示、又は商品若しくはサービスのその他の特徴に関する表示を用いること、若しくは製品若しくはサービスの意図された目的(特に付属品又は予備部品として)を表示することが必要な場合において当該商標を使用することを禁止する権限を与えるものではない。

かかる使用は、工業上及び商業上の善意の慣行にしたがって行われるものとし、如何なる場合も商標の形態をとってはならない。

(2) 商標により与えられる権利は、特定の地域にのみ該当し、かかる地域で認識されている先の権利を第三者が取引過程において使用するのを妨げるものではない。

(3) 商標は、その所有者に対し、かかる所有者により、又はその同意を得て欧州連合内の市場に導入された商品に関して当該商標を使用することを禁止する権限を与えるものではない。

(4) (1)の規定は、商標所有者に商品の拡販に反対する正当な理由がある場合、特に市場に導入された後商品の状態が変化又は悪化するような場合についてはこれを適用しない。

## 第21条 保護期間

(1) 商標の保護期間は、出願日の翌日から10年間とする。

(2) 保護期間は、その更新請求及び所定の料金の納付証明が所定の期間内に商務省に提出された場合に更新され得るものとする。

(3) 上記の請求は、最終の保護年度中に行われるものとする。かかる請求及び納付証明はまた、10年間の保護期間の満了日から起算して6月の間にこれを提出することもできる。ただしこの場合、所定の料金の2倍に相当する金額の納付証明が提出されなければならない。

(4) (3)に規定される期間内に納付証明が提出された場合は、その旨が当初の登録時に余白に記入されるものとする。

(5) (3)に規定される期間内に納付証明が提出されなかった場合は、商標登録取消の決定が下されるものとする。

(6) 申請人と当局との間で発生した紛争、及び(5)に基づく登録取消に対する異議申立については、関係当事者の請求により行政商標委員会がその口頭審理を行う。

## D章

### 第22条 譲渡

- (1) 商標によって与えられる権利は，商標所有者の生存中又はその死後の何れにおいても，かかる所有者の事業の移転とは別個に譲渡することができる。
- (2) 商標は，それが自然人又は法人の名称から成るか否かに拘らず譲渡することができる。
- (3) かかる権利の譲渡は，それが商標登録簿に記載されている場合にのみ第三者に対抗することができる。かかる登録には，関連する契約書及び法定料金の納付証明の提出が必要とされる。
- (4) 行政商標委員会における訴訟の係属中に商標が譲渡された場合，行政裁判所若しくは州議会，譲受人又は権利承継人はかかる訴訟に参加することができる。かかる参加にあたっては，権利承継人が主たる当事者となって譲渡人の権利を行使することができるものとし，また譲渡人はその時点でかかる権利を失うものとする。

### 第23条 事業

別段の合意がある場合を除き，事業の清算後，清算手続が完了した時点で，商標の登録は取り消されるものとする。

### 第24条 差押，競売及び破産

- (1) 商標は差押及び競売の対象とすることができる。
- (2) 差押を命じる決定は，所管当局に通知され，かつ適切な登録簿に記入されるものとする。
- (3) 破産の場合，商標はこれを売却することができる。
- (4) 商標がその所有者の名称でのみ構成される場合，これを差押又は競売の対象とすることはできない。

### 第25条 団体商標

- (1) 工業的目的を追求し，法人格を有しているパートナーシップ，ユニオン又は協会は，自らが事業運営を行っていない場合でも，その会員によって製造，販売又は提供される商品又はサービスを識別するための商標(団体商標)を登録することができる。本規定はまた，公法に準拠する法人についても適用される。
- (2) 第3条の規定を一部修正して，商品又はサービスの原産地を取引の場で指定するのに役立つ表示は団体商標となり得る。かかる表示から成る団体商標は，特に第三者が地理的名称の使用権を有している場合において，商標所有者に対し，第三者が取引過程においてかかる標章又は表示を使用することを禁止する権限を与えるものではない。ただし，かかる者が道義にしたがわずに当該標章又は表示を使用している場合はこの限りでない。
- (3) 団体商標の登録申請書には，出願人の役職，居所及び目的，その法律上の代表者の名称，団体商標を使用することのできる全会員の一覧，並びに商標を使用するにあたっての会員の権利義務を定めた条件及び規則を記載した供述書を添付するものとする。かかる申請書は，上記の要素に関する修正を必要とする。
- (4) 団体商標によって与えられる権利はこれを第三者に譲渡してはならない。
- (5) 団体商標登録により生じた権利は，商標所有者たる法人に帰属するものとする。

(6) 団体商標用に特別の登録簿が保管される。団体商標の登録期間及び更新期間は、他の商標について定められているものの5倍とする。

(7) 第17条の準用により、団体商標はこれを取り消すことができる。また、商標所有者が、パートナーシップ、ユニオン、協会等の目的に相反する方法による、登録時の条件及び規則に相反する方法による、又は取引上混乱を招く虞のある商標の使用に異議を唱えない場合にも団体商標の取消が可能であるものとする。

(8) 公法に準拠する国外のパートナーシップ、ユニオン、協会又は法人で、その登録上の事務所が所在する国の私法又は公法の規定にしたがって設立されたものは、団体商標を登録することができる。ただし、ギリシャの団体商標についてはそのそれぞれの国で登録及び保護を受けることができる。

(9) 団体商標の使用に際しては、「団体商標」の表示が添えられなければならない。

(10) 本法の規定は、本条の規定と矛盾しない限りにおいて、団体商標について適用されるものとする。

## E 章

### 第 26 条 除去請求又は損害賠償請求訴訟

(1) 他人の財産たる商標を使用し、変造し、又は模倣した者に対しては、かかる商標の除去又は損害賠償を求める訴訟を提起することができる。本規定は、他の商標と同一の又は類似する商標を、かかる他の登録商標が対象とする商品又はサービスと類似する商品又はサービス以外のものについて使用してギリシャで名声を得た者についても、正当な理由のない当該標章の使用が先の商標の顕著性又は名声に不当に便乗し、又はこれを侵害する虞がある場合に限り、適用されるものとする。

(2) 訴訟は、係争金額に拘らず、所管の第 1 審裁判所において提起されるものとし、通常の手続にしたがって口頭審理が行われるものとする。損害賠償請求訴訟は、不法な使用、変造又は模倣が最初に行われた年の終了と同時に開始する 3 年の期間が経過した後は提起することができない。かかる制限期間が中断された場合、中断が終了した年の終了と同時に新たな期間が開始するものとする。

(3) (1)に基づく紛争が、1914 年法律第 146 号又は民法第 914 条に規定される紛争と関連して発生した場合、所管の複数の第 1 審裁判所はこれについて口頭審理を行うことができる。

(4) 変造された商標の登録証明書の提出は、同一の商標、又は顕著性を変えないような要素において異なる商標に関する使用又は変造の証拠となるものとする。

### 第 27 条 仮処分

(1) 本法に反して商標除去請求訴訟を提起する権限を有する者は仮処分を申請することができる。

(2) 第三者に対して請求訴訟が提起された場合、侵害商標を掲げた商品又はサービスが帰属する企業の所有者は、かかる商品又はサービスからその者が所有者であることが証明された場合は、出頭を命じられるものとする。

(3) 中間処分の申立を受けた者が商標登録申請を行なった場合でも、かかる申立には影響しないものとする。

当該商品の製造地若しくは当該サービスの提供地、又は当該商標を伴う商品若しくはサービスが帰属する企業が登録上の事務所を有している地域の第 1 審裁判所は、所管裁判所として仮処分を付与する権限を有するものとする。

### 第 28 条 犯罪規定

(1) 次に該当する者には、少なくとも 3 月の禁固刑若しくは 200,000 ドラクマ以下の罰金刑又はその双方が課される。

(a) 商標を変造し、又は変造商標を故意に使用した者

(b) 自らが所有者でない商標を自らの商品又は自らの取引品目に故意に付した者

(c) 購入者を欺くために改変を加えず商標の全部若しくは一部を模倣したか又は当該商標を故意に使用した者

(d) 他の商標を変造又は模倣した商標を伴う商品を故意に販売し、販売のため提供し、又は流通させた者

(e) 第 19 条の規定に違反して商標を使用した者

- (f) ギリシャ又は他の機関の紋章及び象徴又は宗教的象徴を商標として使用した者  
(2) (1)の規定はまたサービスマークについてもこれを適用する。

### **第 29 条 訴追**

第 28 条(1)(a) , (b) , (c) , (d)及び(e)において言及する犯罪並びに原告の商標登録後に発生した犯罪に関しては、訴状の提出をもって訴追が開始されるものとする。なお、同条(1)(f)の場合の訴追は職権により行われる。

### **第 30 条 判決の公示**

犯罪がアッティカ県内で発生したものである場合、裁判所は、各判決の要約文を、有罪を宣告された当事者の費用負担によりアテネの日刊紙 2 紙に公告するよう命じるものとする。その他の県で発生した犯罪に関しては、公告はアテネの日刊紙 1 紙及び地方日刊紙 1 紙(地方紙がない場合はその県の首都における日刊紙 1 紙)において行う。

### **第 31 条 商標の除去及び商品の廃棄**

- (1) 商標の変造の場合、民事裁判所又は刑事裁判所は変造商標の付された商品の廃棄を命じるものとする。また商標の模倣の場合は、当該商標の除去及び廃棄又は当該商品の廃棄が命じられるものとする。  
(2) 被告当事者が無罪判決を受けた場合であっても、混同を招く虞があると判断される場合は、裁判所は商標の除去又は廃棄を命じることがある。

### **第 32 条 民事裁判所の管轄権**

本法により行政商標委員会及び行政裁判所に管轄権が与えられる場合は、民事裁判所は裁判管轄権を有さない。上訴の対象とならない行政商標委員会の決定及び本法に基づいて与えられた行政裁判所の終局判決は、民事裁判所及びその他の当局について拘束力を有する。

## F章 特別規定，経過規定及び最終規定

### 第 33 条 外国商標

(1) ギリシャ国外に登録上の事務所を有するギリシャ人又は外国人は，その所有する商標がかかる国において保護を受けており，かつ国際条約上又はギリシャとかかる外国との間で取り交わされた政府宣言によりそれと同等の保護がギリシャ商標に与えられている限りにおいて，本法の規定に基づく保護を享受することができる。

(2) ギリシャ国内で保護を受けるためには，外国商標は本法の規定にしたがって登録されなければならない。また，第 6 条の要件を害することなく，次の条件が満たされなければならない。

(a) ギリシャ国内で登録が申請されている商標が，その申請人が登録事務所を有している外国の法律に基づいて登録され保護を受けていることを証明する，所管の外国当局の発行した証明書。ただし，かかる外国においてギリシャ商標が当該証明の提出なくして登録され得る場合は，証明書は不要とする。

商標の全体的局面を変化させないような当該商標の二次的要素の変更は，拒絶理由にはならない。

外国における最初の申請日から 6 月以内に優先権の主張とともに登録された商標の場合，上述の証明書はギリシャにおける商標登録申請日から 3 月以内に提出すれば足りる。

(b) アテネ裁判所の管轄申請書を含む，申請人の署名ある特別委任状。かかる申請書は，申請人の代理人が書面でこれを所管の商標当局に提出することもできる。

(3) 商標の登録に関して提出される外国文書には，公認翻訳者によるギリシャ語の翻訳文が添付されなければならない。

(4) ギリシャ国内で適法に登録された外国商標は，その所有者が登録事務所を有している国における商標とは別個の商標であるものとする。

### 第 34 条

本法において規定される公告は，「商業及び工業所有権」の表題の下に毎月発行される官報の特別版において行われるものとする。

### 第 35 条

(1) 商標に関する公定料金は次のとおりとする。

1. 商標登録：20,000 ドラクマ

1a. 追加の 1 クラスごとに：5,000 ドラクマ

2. 保護の更新：20,000 ドラクマ

2a. 追加の 1 クラスごとに：5,000 ドラクマ

3. 名称，法的形態又は住所の変更：10,000 ドラクマ

4. 商品又はサービスの限定：5,000 ドラクマ

5. 商標譲渡：20,000 ドラクマ

6. 行政商標委員会への審判請求，参加請求及び請求の提出：15,000 ドラクマ

7. 第 2 審行政商標裁判所への審判請求：15,000 ドラクマ

8. 行政商標委員会及び第 2 審行政商標裁判所への審判請求及び請求のための公定料金：5,000

ドラクマ

9. 商標のコピー：200 ドラクマ

(2) (1)において設定される公定料金は、商務大臣及び大蔵大臣の合同決定により調整することができるものとし、かかる場合はその旨が官報に公告されるものとする。

(3) 商標裁判所の首席裁判官、会員、事務官及び補佐役には、各会議ごとに、商務大臣及び大蔵大臣の決定に基づいて報酬が支払われるものとする。

### 第 36 条 商標分類

(1) 1939 年商標法第 1998 号の施行に関する 1939 年 12 月 27 日の勅令第 20 号(官報 553A)の第 9 条(1955 年 9 月 26 日及び 10 月 6 日の勅令第 4 条による修正を含む。)は引き続き適用されるものとする。

(2) サービスは、1939 年 12 月 27 日の勅令第 20 号第 9 条において言及される商品のクラスにしたがって、次の 8 つのクラスに分類されるものとする。

クラス 35：広告，事業運営，事業管理，事務管理

クラス 36：保険，財務，金融，不動産

クラス 37：建築，修理，設置業

クラス 38：電気通信

クラス 39：運輸，包装及び商品保管，旅行手配

クラス 40：原料処理

クラス 41：教育，訓練，娯楽，スポーツ・文化活動

クラス 42：飲食業，宿泊業，医療，衛生・美容，獣医，農業，法律業，科学・産業調査，コンピュータ・プログラミング，その他特定クラスへの分類が不可能なサービス

### 第 37 条 経過規定

本法の規定はサービスマークについても準用されるものとする。

### 第 38 条

(1) サービスマークに関する規定が最初に適用される場合、かつ本法の施行から 5 年間は、紛争の対象たる当該マークの認可は先使用の主張の立証に基づいて行われるものとする。

(2) 音声商標の登録形態及び管理は、官報に公告される商務大臣の決定により定められるものとする。

(3) 第 10 条、第 11 条及び第 17 条の規定は、行政商標委員会に係属中の手続及び行政裁判所に係属中の手続についてこれを適用する。第三者が異議を申し立てるための 4 月の期間は、本法の施行後に行われる商工業財産欄への公告について例外的に適用されるものとする。

(4) 本法と矛盾する規定又は本法に準拠すべき事項に関する規定はここに廃止される。現行の特別規定は、強制認可にしたがうことを条件として引き続き効力を有するものとする。1939 年法律第 1998 号及び 1955 年法律第 3205 号は、本法と矛盾しない限りにおいて引き続き有効であるものとする。

(5) 1992 年大統領令第 317 号はここに廃止される。

(6) 第 6 条に規定される登録簿は、本法の公告後 45 日以内に公示される商務大臣の決定にしたがって作成され保管されるものとする。かかる決定が公示されるまでの間は、商標登録に

関する現行規定が効力を有する。

(7) 本法の施行時においてまだ最終的な登録許可が出ていない商標は旧法に準拠するものとする。

(8) 共同体商標に関する議会規則(1993年12月20日、第40号及び第94号)における中央工業所有権事務局への言及は、商務省の商工業財産理事会を意味するものとする。

### **第 39 条**

本法は、官報における公告の45日後に施行されるものとする。